

小・中学生の入院医療費を助成しています

小・中学生が入院した際にかかった医療費の助成を行っています。

小学生…平成22年8月診療分から

中学生…平成23年4月診療分から

※診療日に、田原本町に住所がある人が対象です。

申請に必要なもの

- 氏名、保険点数、自己負担額が記載された領収書
- 健康保険証(入院した人の名前が記されたもの)
- 印鑑
- 金融機関の通帳(郵便局以外)
- 高額療養費支給決定通知書(該当する人のみ)

※医療費が一定額を超えているときは、先に保険者(使用している健康保険)へ請求の手続きをしてください。

※郵送による申請も受け付けています。申請に必要なもの(コピー可)を同封し、住民保険課福祉医療係(〒636-0392 田原本町890-1)へ郵送してください。助成金交付請求書は、町ホームページから印刷、または住民保険課福祉医療係から取り寄せることで取得できます。

有効期限を過ぎた被保険者証は：

8月1日以降、住民保険課の窓口へ返却するか、ハサミを入れるなどして本人で確実に処分してください。

平成25年度の保険料を決定

7月に平成25年度の保険料を決定し、納入通知書を送付します。

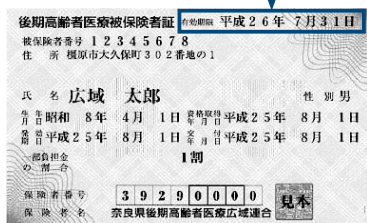
保険料は、特別徴収(年金からの天引き)または、普通徴収(納付書または口座振替で納付)で納めます。年度途中で納め方が変わる人もいますので、納入通知書に記載している

保険料率は平成24年度と同じです

保険料率は各広域連合で2年ごとに見直されます。

一人当たり保険料(年額)	
最高 55万円	
均等割額	所得割額
44,200円	(総所得金額等 - 33万円) × 所得割率 8.1%

新しい被保険者証(薄紫色)の有効期限は平成26年7月31日です。



納付方法を必ず確認してください。また、納付書で納める場合は便利です。納め忘れない口座振替がお勧めです。納期内納付にご協力をお願いします。

母子・父子家庭などの医療費を助成しています

ひとり親家庭等医療費受給資格証を母(父)子に交付します。

交付対象者

- 18歳未満(18歳の誕生日を迎えて最初の3月31日まで)の子ども
 - その子どもを扶養する父または母
- ※祖父または祖母が、父母のいない孫を扶養する場合なども対象となります。

医療費助成制度
医療費受給資格証を
7月中旬に送付します

医療費の助成を受けられる現在ご利用の医療費受給資格証の有効期限は、7月31日までとなっております。

新しい資格証を対象となる人に7月中旬に送付します。有効期限を過ぎた資格証は8月1日以降、住民保険課の窓口へ返却するか、ハサミを入れるなどして本人で確実に処分してください。

8月更新の医療費受給資格証

- 乳幼児医療費受給資格証
- 心身障害者医療費受給資格証
- ひとり親家庭等医療費受給資格証

住民保険課福祉医療係 ☎ 34・2095

後期高齢者医療制度
被保険者証を7月下旬に送付します

住民保険課後期高齢者医療係 ☎ 34・2096
県後期高齢者医療広域連合 ☎ 29・8430



所得が少ない人は…保険料免除制度

所得に応じて「全額免除」、「4分の3免除」、「半額免除」、「4分の1免除」の免除制度があります。

審査要件 申請者本人、申請者の配偶者、世帯主の前年の所得などが定められた基準以下であること。

(注) 全額免除以外の免除が承認された期間は、一部納付保険料額を納めないと未納期間扱いとなります。

30歳未満の人は…若年者納付猶予制度

30歳未満の人が利用できる制度で、世帯主の所得審査を必要としないため、審査基準が緩やかです。

審査要件 申請者本人、申請者の配偶者の前年の所得などが定められた基準以下であること。

学生の方は…学生納付特例制度

在学期間中の保険料を社会人になってから納めることができる制度です。

審査要件 前年の所得が118万円以下の学生

対象となる学校 大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校など

※各種学校の学生は、修業年限が1年以上で、都道府県の認可を受けている学校が対象

保険料の納付が困難なときは、窓口で申請し、日本年金機構で前年所得を審査して承認を受けると、保険料の納付が免除・猶予されます。申請手続きが遅れると障害基礎年金などが受けられない場合があります。まず、早めに手続きしてください。また、失業した人は離職票や雇用保険受給資格者証などを添付すれば、前

年の所得に関係なく免除される特例もありますので、ご相談ください。
7月から受付開始
7月分以降の保険料免除・若年者納付猶予の申請
受付中
4月分以降の学生納付特例の申請

7月から受け付けを開始します
国民年金保険料の納付が困難な人は申請を

桜井年金事務所 ☎ 42・0033
住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34・2097

健やかな青少年を育む 三宅の集い

日時 8月1日(木)午後1時30分～

場所 三宅町文化ホール

踊り

愛をみんなで
(磯城地区更生保護女性会)

作文発表

前年度作文コンテスト作品

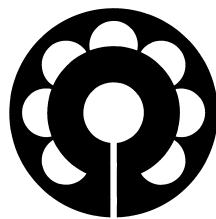
発表

- フラダンス
(ハウオリ・オハナ)
- 語り部
(うべな座)

など

刑務所作業製品販売

薬物乱用防止パネル展示



「ひまわり」は社会を明るくする運動のシンボルマークです。

毎年7月は「社会を明るくする運動」強調月間です。この運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

保護司による電話相談

ひまわりテレホン

☎ 0742-20-6000

いじめ、非行、友達関係などに関する相談に応じます。一人で悩まずにお電話ください。

相談日 月曜日～土曜日(祝日を除く)

相談時間 午後1時～4時

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ
第63回社会を明るくする運動

健康福祉課社会福祉係 ☎ 34・2098